

フレンズ介護保険サービス運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人日本フレンズ奉仕団が開設するフレンズ介護保険サービス（以下「事業所」という。）が行なう指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従事者（以下「介護支援専門員等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適切な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の介護支援専門員等は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、指定居宅介護支援を行なうものとする。
- 二 事業の提供にあたっては、利用者の意志及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう中立公正にサービスを調整するものとする。
- 三 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 四 支援困難ケースの受入れを積極的に実施し、事業所内カンファレンス等で対応方法を検討する。また、行政や地域包括支援センターとの連携を綿密に図るものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行なう事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名 称 フレンズ介護保険サービス
- 二 所在地 東京都世田谷区野沢3-25-10

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行なう。
- 二 介護支援専門員1名（常勤職員1名）
介護支援専門員は、指定居宅介護支援事業の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日までとする。

ただし、祝日と12月29日から1月3日までを除く。

二 営業時間 午前8時30分から午後5時00分までとする。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援事業が法定代理受領サービスであるときは、利用料を徴収しない。

一 居宅サービス計画の開始にあたっては、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料の情報を利用者又はその家族に提供し、利用者の選択を求める。

二 居宅サービス計画の開始にあたっては、利用者が置かれている環境等の評価を通じて問題点を明らかにし、支援する上で解決すべき課題を把握する。

三 前号に規定する課題の把握にあたっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行うとともに、面接の趣旨を十分に説明し、理解を得るものとする。

四 居宅サービス計画は、利用者およびその家族の解決すべき課題に基づき、当該地域におけるサービスの提供体制の留意点を盛り込んだ居宅サービス計画の原案（世田谷方式・竹内式）として作成されるものとする。

五 前号に規定した居宅サービス計画の原案の内容については、必要に応じてサービス担当者会議を開催し、専門的な見地から意見を求めるものとする。

六 居宅サービスの原案に位置付けた指定居宅サービス等については、保険給付の対象の可否を区分し、その種類、内容、利用料の同意を得るものとする。

七 居宅サービス計画の作成後においては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連携を継続的に行い、居宅サービスの実施状況を把握するとともに、利用者の課題の把握を通して、居宅サービス計画の変更、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を提供を行うものとする。

八 必要に応じて、サービス担当者会議を当該事業所等で開催し、担当者から意見を求めるものとする。

九 利用者が居宅において日常生活を営むことが困難になったと認める場合には、当該施設の紹介その他の便宜を提供するものとする。

十 介護保険施設等の入院または入所中の要介護者等から退院又は退所の依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ居宅サービス計画の作成等の援助を行うものとする。

十一 指定居宅介護支援の提供にあたっては、利用者またはその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解し易いように懇切丁寧に説明を行うものとする。

2 次条の通常の事業の実施地域を超えて行う指定居宅介護支援事業等に要した交通費は、その実費を徴収する。

- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文章で説明した上で、支払いに同意する旨の文章に署名（記名捺印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第7条 通常の事業の実施地域は世田谷区内とする。

（苦情・ハラスメント処理）

第8条 当事業所は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者又はその家族からの苦情・ハラスメントに対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

（事故発生時の対応）

第9条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに区市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

二 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

三 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

（虐待防止に関する事項）

第10条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

（1）虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

（2）利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

（3）その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを区市町村に通報するものとする。

（個人情報の保護）

第11条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。

二 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での居宅サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利

用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(事業継続計画)

第12条 業務継続計画(BCP)の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(衛生管理)

第13条 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し掲示を行う。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

(その他の運営についての留意事項)

第14条 事業者は、介護支援専門の質的向上を図るため、研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。

一 採用時研修 採用後1ヶ月以内

二 継続研修 年2回以上

三 虐待防止に関する研修年1回

四 権利擁護に関する研修年1回

五 感染症に関する研修年1回

2 事業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

3 従事者であったものに業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人日本フレンズ奉仕団と事業者の管理者との協議に基づき定めるものとする。

附 則

この規定は、平成13年4月1日から施行する。